

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年六月二十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更 事 項		変 更 後	
名 称	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地
世羅町津久志自治センター	世羅郡世羅町大字黒淵六八七番地二	世羅郡世羅町大字黒淵六八七番地二	世羅郡世羅町大字安田二二七番地二	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二	世羅郡世羅町大字安田四五番地	世羅郡世羅町大字黒淵三番地二
世羅町大見自治センター	世羅郡世羅町大字安田二二七番地二	世羅郡世羅町大字安田二二七番地二	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	世羅郡世羅町大字重永六二番地	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	世羅郡世羅町大字重永六二番地	世羅郡世羅町大字重永六二番地
世羅町西大田自治センター	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	世羅郡世羅町大字賀茂三二八四番地一	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地一	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地一
世羅町東自治センター	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地二	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地一	世羅郡世羅町大字別迫七〇二番地一